



SMTB年金ニュース

(平成27年3月17日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

過去期間代行給付現価の算定に用いる現価率及び 中途脱退者に係る代行部分の移換現価率の改正

平成27年3月16日付で、標題に関する告示が以下のとおり公布されました。

- ①厚生労働省告示第61号（過去期間代行給付現価の算定に用いる現価率の改正）
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20150317kokuji61.pdf>
- ②厚生労働省告示第62号（中途脱退者に係る代行部分の移換現価率の改正）
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20150317kokuji62.pdf>

また、本件に関して、それぞれパブリックコメント手続きが行われておりましたが、以下のとおり、結果はいずれも「意見なし」でした。なお、パブリックコメント手続き時に提示された改正内容から変更はありません。

- ①<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140398&Mode=2>
- ②<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140399&Mode=2>

I. 改正の趣旨

過去期間代行給付現価の算定に用いる現価率及び中途脱退者に係る代行部分の移換現価率は、厚生年金本体における財政検証結果の死亡率及び予定利率をもとに定められているが、今般、厚生年金本体の財政検証結果が公表され、死亡率が見直されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

II. 改正案の概要

過去期間代行給付現価の算定に用いる現価率及び中途脱退者に係る代行部分の移換現価率を、公布された告示の現価率のとおりに改める。

III. 適用時期

平成27年4月1日

なお、財政決算における過去期間代行給付現価については、平成28年3月31日を基準日とするものから改正後の現価率を使用することになります。

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595